

第2期医薬安全性研究会会則

第1章 総則

(名称)

第1条

この会は、第2期医薬安全性研究会（英文名 Japanese Society for Biopharmaceutical Statistics, 以下研究会）という。

(目的)

第2条

この会は、医薬品の研究開発に関連する統計学的諸問題に対して、give and take をモットーとした意見交換の場を広く提供し、専門家と実務家がフランクに協力し、より現場に即した問題解決の方向性を探求することによって、医薬品等の研究開発の健全な発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条

この会の会員は、次の者とする。

(1) 一般会員：研究会の目的に賛同して入会を希望した個人で、運営グループの承認を受けた者。

(2) 特別会員：統計などで指導的な役割を果たす会員で、運営グループ会の推薦を受け、総会で議決された者。

(3) 賛助会員：本研究会の事業を援助する個人または法人で、運営グループの承認を受けた者。

(入会)

第4条

会員になろうとする者は、入会申込書を運営グループ長に提出し、運営グループ会の承認を得なければならない。

(会費)

第5条

会員は、別途定める年会費を納入しなければならない。

2. 特別会員は、年会費を納めることを要しない。

3. 既納の年会費はいかなる事由があっても返還しない。

(退会)

第6条

会員は退会届を運営グループ長へ提出し受理された時点で会員の資格を失う。

2. 会員が次の各項のいずれかに該当する場合は運営グループ会の審議を経て、これを除名することができる。なお、特別会員の除名については、総会での承認後実行されるものとする。

- (1) 本会の名誉を著しく傷付けた者。
- (2) 会費を2年以上納入しないもの。

第2章 事業

(事業)

第7条

この会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ホームページを用いた統計質問箱に関連する E-mail などによる討論
- (2) 年1回以上の定例会。
- (3) 随時開かれるテーマ別のグループ会。
- (4) ホームページを用いたグループ会など会員の研究成果の発表。
- (5) その他研究会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 運営

(役員)

第8条

この会には、次の役員を置く。

(1) 会長1名、副会長1名。会長は、会を代表し、会計、活動結果の公表などに最終責任を有する。

副会長は、会長を補佐すると共に、会長に事故があるとき、又は会長が欠けた場合にその職務を代理し、又はその職務を行う。

- (2) 運営グループ員約10名。
- (3) 監査役2名。監査役は、本会の財務状況や業務の執行を監査し、不正の事実を発見したときは、これを会長、運営グループ会又は総会に報告する。そのために運営グループ会又は総会を招集する。

(運営グループ会)

第9条

この会に運営グループ会を置く。

2. 運営グループ長を置く。

3. 運営グループ会は、本会の事務処理ならびにセミナー開催などの支援活動を行う。

4. 副会長は運営グループ長を兼任する。

5. 運営グループ会は、運営グループ長が必要と認めた時に随時開催する。

6. 運営グループ会は、本研究会が行う事業を遂行するため、編集企画グループ、テーマ別のグループの構成員を選任する。

7. 各グループのグループ長またはグループ長が指名するグループ員は運営グループ員になる。

(役員を選任および任期)

第10条

運営グループ員は会員の自他薦による候補者を運営グループ会に諮り、総会にて承認を受ける。但し、第9条7項のメンバーは総会承認を必要としない。

2. 会長、副会長、運営グループ員および監査役の任期は2年とし、再任を妨げない。

3. 運営グループ員は互選により運営グループ長を選出する。

4. 会長および監査役は総会で立候補を受け付けて会員の中から選出する。

(編集企画グループ)

第11条

編集企画グループは、研究会の活動のためのホームページの維持管理、会の企画、運営および成果のとりまとめを行う。

2. 編集企画グループの構成員は約10名とする。

3. 構成員は会員の自他薦による候補者を募り、運営グループ会にて承認される。

4. 編集企画グループは、構成員の互選によりグループ長を選任する。

5. 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(テーマ別グループ)

第12条

テーマ別グループは、各種の研究テーマにより、会員の要請により設立する。

2. 構成員は、会員の中から研究テーマについての参加者を募り、運営グループ会にて承認される。

3. 各グループは、構成員の互選によりグループ長を選任する。

4. 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。
5. テーマ別グループ会には、ワーキングチーム（以下WTとする）を設置できる。
WTは各テーマ別グループ会員からの参加希望者によって構成される。なお、会員が複数のテーマ別グループ、複数のWTに参加することは制限しない。
WTの活動期限は原則として1年間とし、定例会での発表を行ない、その成果は会のホームページにて公表する。
ただし、研究テーマにより延長を認める。
6. WTは、テーマ別グループ会にて設立を行い、運営グループ会の承認を得る。
7. WT員は、互選でWT長を選任する。

（総会）

第13条

総会は、最高の決議機関であつて、年1回以上開催し、次の事項を議決する。

- (1) 会長、監査役および運営グループ員を、出席者の1/2以上の承認により選任する。
- (2) 事業報告及び決算報告
- (3) 事業計画及び収支決算
- (4) 会則の改正に関する事項
- (5) その他、本研究会の運営に関する重要な事項

（経費）

第14条

この会の運営に係わるホームページの維持管理、総会開催の経費などまかなうために、次の会費を徴収する。

- (1) 一般会員の年会費
 - (2) 賛助会員の年会費
 - (3) その他の収入
2. 本研究会の事業遂行に要する経費として、一般会員から年会費として5,000円を徴収する。
 3. 本研究会の事業を援助する賛助会員から、年会費として1口30,000円を徴収する。

（決算及び監査）

第15条

この会の会計は、会計年度終了後できるだけ早い時点に決算し、監査を受けなければならない。

(規約の変更)

第16条

規約の変更は、総会出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(解散)

第17条

この会の解散は、会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第18条

この会の解散に伴う残余財産は、本研究会と目的を同じくする団体に寄付するものとする。

(会計年度)

第19条

研究会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。
会員は、会計年度毎に第14条に定める年会費を納入するものとする。

補則

(委任)

第20条

この会則に定めるもののほか、研究会の会務の執行に関し必要な事項は、運営グループ長が定める。

(事務所)

第21条

この会は、事務局を東京都港区港南3丁目6番21-307号 高橋方に置く。

付則

1. 第2期医薬安全性研究会の名称は、本研究会の活動を必ずしも反映してない側面もあるので、運営グループで改訂時期、新しい名称について討議し、総会の承認をもって変更する。
2. この規約は、平成19年10月27日の総会承認をもって施行する。なお、運営細則を別に定める。

2007年10月27日改訂

2007年2月22日制定

2007年3月6日改訂

2007年10月27日改訂